

# 学校法人駿河台大学情報セキュリティ対策規程

令和 2年 5月 28日 制 定

(目 的)

第1条 ここに規定する情報セキュリティ対策規程（以下、「対策規程」という。）は、学校法人駿河台大学情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ対策を講ずるにあたり遵守すべき行為及び判断等の基準を統一することを目的とする。

(組織・体制)

第2条 本法人における情報基盤を整備し、情報資産の有効活用・セキュリティ確保を実現するための組織・体制を次のとおり定める。

## 2 最高情報セキュリティ責任者 (CISO)

- (1) 本法人に最高情報セキュリティ責任者 (CISO: Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。) を置き、理事長がこれを任命する。CISOはポリシーに基づく総括的な意思決定及び学内外に対する責任を負う。
- (2) CISOは、ポリシー及びそれに基づく規程の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を行う。
- (3) CISOは、全学の情報基盤として供される本法人情報システムのうち情報セキュリティが侵害された場合の影響が特に大きいと評価される情報システムを指定することができる。この指定された情報システムを「全学情報システム」という。
- (4) CISOは、全学向け教育及び全学情報システムを担当する部局技術担当者向け教育を統括する。
- (5) CISOに事故があるときは、CISOがあらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- (6) CISOは、原則として、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を情報セキュリティアドバイザーとして置く。

## 3 情報セキュリティ実施責任者

- (1) 本法人に情報セキュリティ実施責任者を置き、メディアセンター長をもって充てる。情報セキュリティ実施責任者は、本法人における情報セキュリティ対策の実施に関し総轄し、情報セキュリティ管理者と連携し、CISOを補佐する。
- (2) 情報セキュリティ実施責任者は、本法人の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本法人情報システムを代表する。

## 4 情報セキュリティ管理者

部局における情報セキュリティの実施に関する権限と責任を有する者として、各部局に情報セキュリティ管理者を置く。情報セキュリティ管理者は各部局の学部長、部長等をもって充てる。幼稚園においては、園長をもって充てる。

## 5 情報セキュリティ担当者

情報セキュリティ管理者を補佐し、部局における情報セキュリティを管理する者として各部局に情報セキュリティ担当者を置き、教学組織においては、情報システムを利用する教員をもって充て、事務組織においては、当該部局の課長等をもって充てる。幼稚園においては、副園長をもって充てる。

## 6 情報セキュリティ技術管理部局

- (1) 学内における情報セキュリティに関する技術的な管理と運用を行う部局として、情報セキュリティ技術管理部局を置き、メディアセンター事務部情報システム課をもって充てる。
- (2) 情報セキュリティ技術管理は各部局の情報セキュリティに関する技術的支援を行う。
- (3) 情報セキュリティ技術管理は情報セキュリティ実施責任者が統括する。

(情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備)

第3条 CIS0は、情報セキュリティインシデントの発生時に迅速かつ円滑な対応を図るため、CSIRT を設置し、その役割を明確化する。

2 CIS0は、教職員等のうちからCSIRT に属する職員として専門的な知識又は適性を有すると認められる者を選任する。そのうち、本法人における情報セキュリティインシデントに対処するための責任者としてCSIRT責任者を置く。

3 CIS0は、情報セキュリティインシデントが発生した際、直ちに自らへの報告が行われる体制を整備する。

(CSIRTの役割)

第4条 CIS0は、以下を含むCSIRTの役割を別の運営規則にて定める。

- (1) 情報セキュリティ事象や情報セキュリティインシデントの報告の受付
- (2) 情報セキュリティインシデントのCIS0等への報告
- (3) 対外的な連絡
- (4) 被害の拡大防止を図るための応急措置の指示又は勧告
- (5) 情報システムの運用と利用及び教育に係る規程及び手順の制定及び改廃

(情報セキュリティ対策の更新)

第5条 CIS0は、前条の報告により改善が必要と認められる場合には、情報セキュリティ実施責任者に対して、情報セキュリティ対策の更新等、必要な措置を講じるよう命じなければならない。

(役割の分離)

第6条 情報セキュリティ対策の運用において、承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者を同一の者が兼務してはならない。

(情報の格付け)

第7条 CIS0は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等を整備しなければならない。

(情報システム運用の外部委託管理)

第8条 CIS0は、本法人情報システムの運用業務のすべて又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(見直し)

第9条 ポリシー、実施規則等及び手順を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

2 本法人情報システムを運用・管理・利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

附 則

この規程は、令和2年5月28日から施行する。